

大阪府附属機関条例

昭和27年12月22日  
大阪府条例第39号

(設置)

第2条 執行機関の附属機関として、別表第1に掲げる附属機関を置く。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、府が設置する執行機関の附属機関の組織、委員等の報酬及び費用弁償の額その他附属機関に関し必要な事項は、当該執行機関が定める。

別表第1(第2条関係)(抄)

名 称	担任する事務
大阪府住宅まちづくり審議会	住宅及びまちづくりについての重要事項の調査審議に関する事務

附 則 (抄)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

# 大阪府住宅まちづくり審議会規則

昭和48年5月23日

大阪府規則第66号

## (趣旨)

第1条 この規則は、大阪府附属機関条例(昭和27年大阪府条例第39号)第6条の規定に基づき、大阪府住宅まちづくり審議会(以下「審議会」という。)の組織、委員及び専門委員(以下「委員等」という。)の報酬及び費用弁償の額その他審議会に関し必要な事項を定めるものとする。

## (職務)

第2条 審議会は、知事の諮問に応じて、大阪府附属機関条例別表第1第1号に掲げる当該担当事務について調査審議し、意見を述べるものとする。

## (組織)

第3条 審議会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、学識経験のある者及び関係行政機関の職員のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (専門委員)

第4条 審議会に、専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、専門委員若干人を置くことができる。

2 専門委員は、知事が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

## (会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第7条 審議会に、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会に属する委員等は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長が指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の会務を掌理し、部会における審議の状況及び結果を審議会に報告する。

5 前条の規定にかかわらず、審議会は、その定めるところにより、部会の決議をもって審議会の決議とすることができる。

(幹事)

第8条 審議会に、幹事若干人を置くことができる。

2 幹事は、府の職員のうちから知事が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

(報酬)

第9条 委員等の報酬の額は、日額9千6百円とする。

※特例規則により、  
平成23年4月1日～平成26年3月31日までの間は、  
日額9千4百円

(費用弁償)

第10条 委員等の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例(昭和40年大阪府条例第37号)による指定職等の職務にある者以外の者の額相当額とする。

(庶務)

第11条 審議会の庶務は、住宅まちづくり部において行う。

(委任)

第12条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則 (抄)

この規則は、公布の日から施行する。

# 大阪府原子炉問題審議会等の委員等の報酬の特例に関する規則

平成23年3月31日  
大阪府規則第25号

(大阪府住宅まちづくり審議会の委員の報酬の特例)

第101条 大阪府住宅まちづくり審議会の委員の報酬の額は、※特例期間において、大阪府住宅まちづくり審議会規則(昭和48年大阪府規則第66号)第7条の規定にかかわらず、日額9千4百円とする。

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

※…平成23年4月1日から平成26年3月31日までの間